

東温市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年9月16日

東温市監査委員 竹村俊一
同 山内孝二

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類、対象等

1 財政援助団体等監査の観点

監査は、令和3年度に実施した財政援助に係る出納その他の事務の執行について、「東温市補助金等交付規則」及び「東温市各種補助金等交付・適用基準」に沿って適正かつ効率的に行われているか、また、所管課の指導・監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

2 監査の方法

令和4年度監査計画に基づき、以下の補助金等交付団体9団体を選定し、所管課から提出された諸帳簿等関係書類について書面審査を行うとともに、6団体については、所管課職員に説明を求めた。

	監査対象団体	所管課	ヒアリング 実施日	書面審査 実施日
1	東温市社会福祉協議会	社会福祉課	7/12	6/1～6/10
2	東温市身体障害者協会	社会福祉課	—	
3	東温市人権対策協議会	社会福祉課	7/12	
4	東温市商工会	地域活力創出課	7/12	
5	東温市観光物産協会	地域活力創出課	7/20	
6	東温市移住定住促進協議会	地域活力創出課	7/12	
7	東温市人権教育協議会	生涯学習課	7/12	
8	東温史談会	生涯学習課	—	
9	東温ジュニアハーモニー	生涯学習課	—	

3 監査期間

令和4年6月1日から令和4年7月20日まで

第2 監査の結果等

(1) 事業の運営状況

事業は公益性があり、団体の事業目的に沿った運営が適正にされており、公益的事業として一定の効果が表れていた。しかし、新型コロナウイルスの影響により、事業の開催が一部出来なかった団体も見受けられた。

(2) 団体の経理状況

各団体ごとに補助金の使用状況を確認したところ、各団体とも、概ね適正に経理されていた。

ヒアリングを実施した団体については、一部の事項について意見を申し述べるので、所管部署は、適切に検討・指導されたい。

監査対象団体は、所管部署の指導により適切な改善策を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。なお、軽易な事項についての表記は省略している。

監査対象団体	意見の内容	所管部署
東温市社会福祉協議会	・補助金関係の事務処理において、様式等一部誤りが見受けられたので、要綱の改正を行うなど改善策を講じ適正な事務処理をしていただきたい。	社会福祉課
東温市観光物産協会	・事業報告書の事業が4事業で収支決算書の事業が3事業に分かれおり、事業名が一致していないので、対比が難いため、整合が取れるように事業名等を見直していただきたい。	地域活力創出課
東温市人権教育協議会	・収支決算書の収入と支出の返戻金の計上の仕方について、見直し等を検討していただきたい。	生涯学習課

第3 まとめ

補助金については、「東温市補助金等交付規則」及び「東温市各種補助金等交付・適用基準」に基づき概ね適正に行われていたが、補助金交付申請書等の提出が遅い団体が一部見受けられたため、適正な事務処理を行っていただきたい。

各団体の担当課は補助金の交付にあたり、今まで以上に各団体の会員数、活動内容等を詳細に把握し、各団体への補助金の必要性、有効性等についても検証していただきたい。また、団体と情報交換を行い、必要に応じて問題点の解決に向けて協議を行うなど、補助団体が時代に応じた役割を果たせるような質の高い補助金事務に努められたい。